

京 都 大 学 本 部 事 務 分 掌 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 この規程は、京都大学事務組織規程（平成 16 年達示第 60 号）第 11 条の規定に基づき、京都大学事務本部における<u>総長室、課及び室の所掌事務及びその分掌を定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 総務部 (総務課)</p> <p>第 2 条 総務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 総長、理事及び監事の秘書事務に関すること。</u> <u>(6)</u> <u>(7)</u> <u>(8)</u> <u>(9)</u> <u>(10)</u> <u>(11)</u> (企画課)</p> <p>第 3 条 <u>企画課においては、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1) 教育研究組織の設置及び改廃その他将来構想に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u> <u>(2) 教育研究組織等に係る調査及び分析に関すること。</u> <u>(3) 中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。</u> <u>(4) 自己点検・評価に関すること。</u> <u>(5) 国立大学法人評価委員会、認証評価機関等による第三者評価に関すること。</u> <u>(6) 大学評価支援室に関すること。</u> <u>(7) 大学評価に係る調査及び分析に関すること。</u> <u>(8) 大学マネジメントに係る情報収集、分析及び戦略的な情報提供に関すること。</u></p> <p>(事務改革推進室) 第 4 条 } (略) (人事課)</p> <p>第 5 条 } (法務・コンプライアンス課)</p> <p>第 6 条 <u>法務・コンプライアンス課においては、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1) 訟務に関すること。</u> <u>(2) 情報公開に関すること。</u> <u>(3) 個人情報の保護に関すること。</u> <u>(4) 公益通報に関すること。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 この規程は、京都大学事務組織規程（平成 16 年達示第 60 号）第 11 条の規定に基づき、京都大学事務本部における課及び室の所掌事務及びその分掌を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 総務部 (総務課)</p> <p>第 2 条 } (同 左) (1)～(4)</p> <p>} (同 左) <u>(5)</u> <u>(6)</u> <u>(7)</u> <u>(8)</u> <u>(9)</u> <u>(10)</u></p> <p style="text-align: center;">(法務・コンプライアンス課)</p> <p>第 3 条 <u>法務・コンプライアンス課においては、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1) 訟務に関すること。</u> <u>(2) 情報公開に関すること。</u> <u>(3) 個人情報の保護に関すること。</u> <u>(4) 公益通報に関すること。</u></p> <p>(事務改革推進室) 第 4 条 } (同 左) (人事課)</p> <p>第 5 条 }</p> <p style="text-align: center;">(総長室)</p> <p>第 6 条 <u>総長室においては、次の事務をつかさどる。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">第 3 章 渉外部 (渉外企画課)</p> <p>第 7 条 渉外企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 渉外企画に関すること。 (2) 京都大学基金に関すること。 (3) 本学の卒業生との連携強化及び同窓会組織の支援に関すること。 (4) その他渉外に関する事務で広報・社会連携推進室の所掌に属しない事務を処理すること。 (広報・社会連携推進室)</p> <p>第 8 条 広報・社会連携推進室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 大学の広報に係る企画立案及び連絡調整に関すること。 (2) 大学のホームページに関すること。 (3) 広報刊行物の編集及び発行に関すること。 (4) 本学の総合案内に関すること。 (5) 公開講座等に関すること。 (6) 社会との連携に関し、連絡調整すること。 (7) その他広報に関すること。</p>	<p>(1) 総長の行う業務に係る必要な企画立案、連絡調整その他の支援に関すること。 (2) 総長、理事及び監事の秘書事務に関すること。 (3) その他総長が必要と認めること。 (渉外課)</p> <p>第 7 条 渉外課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 渉外に係る企画立案及び連絡調整に関すること。 (2) 京都大学基金に関すること。 (3) 本学の卒業生との連携強化及び同窓会組織の支援に関すること。 (4) 公開講座等に関すること。 (5) 社会との連携に関し、連絡調整すること。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 企画・情報部 (企画課)</p> <p>第 8 条 企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 大学マネジメント・戦略に係る企画立案及び連絡調整に関すること。 (2) 教育研究組織の設置及び改廃その他将来構想に関し、総括し、及び連絡調整すること。 (3) 教育研究組織等に係る調査及び分析に関すること。 (4) インスティテューショナル・リサーチ (IR) の推進に関すること。 (5) 中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。 (6) 自己点検・評価に関すること。 (7) 国立大学法人評価委員会、認証評価機関等による第三者評価に関すること。 (8) 大学評価支援室に関すること。 (9) 大学評価に係る調査及び分析に関すること。</p>

改 正 前	改 正 後
	<p>(10) <u>その他企画、情報等に関する事務で広報課、国際企画課、情報推進課及び情報基盤課の所掌に属しない事務を処理すること。</u> <u>(広報課)</u></p> <p>第9条 <u>広報課においては、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1) 大学の広報に係る企画立案及び連絡調整に関すること。</u> <u>(2) 大学のホームページ及びソーシャルメディアに関すること。</u> <u>(3) 広報刊行物の編集及び発行に関すること。</u> <u>(4) 本学の総合案内に関すること。</u> <u>(5) その他広報に関すること。</u> <u>(国際企画課)</u></p> <p>第10条 <u>国際企画課においては、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1) 国際企画に関する事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u> <u>(2) 外国人研究者等の受入れに関すること。</u> <u>(3) 海外の大学等学術機関との交流に関すること</u> <u>(教育推進・学生支援部国際教育交流課の所掌に属するものを除く。)</u> <u>(4) 政府間の科学技術協力事業その他国際協力事業に関すること。</u> <u>(5) 文部科学省等の国際企画事業に関すること。</u> <u>(6) 海外の研究者、教育研究機関等に対する情報提供に関すること。</u> <u>(7) 国際交流推進機構に関すること (教育推進・学生支援部国際教育交流課の所掌に属するものを除く。)</u> <u>(8) 国際交流会館に関すること。</u> <u>(9) 外国人研究者及び外国人留学生の在留資格認定証明書代理申請に関すること。</u> <u>(10) 外国人研究者及び外国人留学生等に対する情報提供に関すること。</u> <u>(11) 外国人留学生の各種補助に関すること。</u> <u>(12) その他国際企画に関する事務で教育推進・学生支援部国際教育交流課の所掌に属しない事務を処理すること。</u> <u>(情報推進課)</u></p> <p>第11条 <u>情報推進課においては、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1) 電子事務局に関すること。</u> <u>(2) 全国共同利用及び学内共同利用の企画、運用及び連絡調整に関すること。</u> <u>(3) 業務システム及び情報環境機構が管理するシステムの企画、運用及び連絡調整に関すること。</u> <u>(4) 国立大学法人等の事務システム等に係る連絡調整に関すること。</u> <u>(5) 情報セキュリティの企画、運用及び連絡調整に関すること。</u> <u>(6) ソフトウェアライセンス管理等の企画、運用及</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>第 4 章 財務部 (財務課)</p> <p>第 9 条 (監理課)</p> <p>第 1 0 条 (経理課)</p> <p>第 1 1 条</p> <p>第 5 章 施設部 (施設企画課)</p> <p>第 1 2 条 (環境安全保健課)</p> <p>第 1 3 条 (整備課)</p> <p>第 1 4 条 (管理課)</p> <p>第 1 5 条 (プロパティ運用課)</p> <p>第 1 6 条</p> <p>第 6 章 情報部 (情報推進課)</p> <p>第 1 7 条 情報推進課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 電子事務局に関すること。</p> <p>(2) 全国共同利用及び学内共同利用の企画、運用及び連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 業務システム及び情報環境機構が管理するシステムの企画、運用及び連絡調整に関すること。</p> <p>(4) 国立大学法人等の事務システム等に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 情報セキュリティの企画、運用及び連絡調整に関すること。</p> <p>(6) ソフトウェアライセンス管理等の企画、運用及び連絡調整に関すること。</p>	<p>び連絡調整に関すること。</p> <p>(7) 情報環境機構に関すること（情報基盤課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(8) その他情報環境に関する事務で情報基盤課の所掌に属しない事務を処理すること。</p> <p>(情報基盤課)</p> <p>第 1 2 条 情報基盤課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 全国共同利用及び学内共同利用に関する技術的事項に関すること。</p> <p>(2) 業務システム及び情報環境機構が管理するシステムに関する技術的事項に関すること。</p> <p>(3) 情報セキュリティに関する技術的事項に関すること。</p> <p>(4) ソフトウェアライセンス管理等に関する技術的事項に関すること。</p> <p>(5) その他全学情報基盤の整備、維持管理等に関すること。</p> <p>第 4 章 財務部 (財務課)</p> <p>第 1 3 条 (監理課)</p> <p>第 1 4 条 (経理課)</p> <p>第 1 5 条</p> <p>第 5 章 施設部 (施設企画課)</p> <p>第 1 6 条 (環境安全保健課)</p> <p>第 1 7 条 (整備課)</p> <p>第 1 8 条 (管理課)</p> <p>第 1 9 条 (プロパティ運用課)</p> <p>第 2 0 条</p> <p>(同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(7) <u>情報環境機構に関すること（情報基盤課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(8) <u>その他情報環境に関する事務で情報基盤課の所掌に属しない事務を処理すること。</u> <u>（情報基盤課）</u></p> <p>第18条 <u>情報基盤課においては、次の事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) <u>全国共同利用及び学内共同利用に関する技術的事項に関すること。</u></p> <p>(2) <u>業務システム及び情報環境機構が管理するシステムに関する技術的事項に関すること。</u></p> <p>(3) <u>情報セキュリティに関する技術的事項に関すること。</u></p> <p>(4) <u>ソフトウェアライセンス管理等に関する技術的事項に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他全学情報基盤の整備、維持管理等に関すること。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 学務部 (学生課)</p> <p>第19条 <u>学生課においては、次の事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) <u>学生の厚生補導に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u></p> <p>(2) <u>学生の課外活動に関すること。</u></p> <p>(3) <u>学生の奨学金に関すること。</u></p> <p>(4) <u>学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関すること。</u></p> <p>(5) <u>学生のアルバイトのあっ旋に関すること。</u></p> <p>(6) <u>学生の寄宿舎に関すること。</u></p> <p>(7) <u>学生の厚生事業に関すること。</u></p> <p>(8) <u>学生の補導に関すること。</u></p> <p>(9) <u>その他学生の厚生福祉に関すること。</u></p> <p style="text-align: center;">(教務企画課)</p> <p>第20条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 教育推進・学生支援部 (学生課)</p> <p>第21条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(厚生課)</p> <p>第22条 <u>厚生課においては、次の事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) <u>学生の課外活動に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学生のアルバイトのあっ旋に関すること。</u></p> <p>(3) <u>学生の寄宿舎に関すること。</u></p> <p>(4) <u>学生の厚生事業に関すること。</u></p> <p>(5) <u>学生の補導に関すること。</u></p> <p>(6) <u>その他学生の厚生福祉に関すること。</u></p> <p style="text-align: center;">(教務企画課)</p> <p>第23条 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(国際教育交流課)</p> <p>第24条 <u>国際教育交流課においては、次の事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) <u>国際教育交流に関する事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u></p> <p>(2) <u>外国人留学生の受入れに関すること。</u></p> <p>(3) <u>学生の海外留学に関すること。</u></p> <p>(4) <u>国際交流推進機構国際交流センターに関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他国際教育交流に関する事務で他に属しな</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(入試企画課)</p> <p>第21条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 研究国際部</p> <p>(研究推進課)</p> <p>第22条 研究推進課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 研究推進事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 研修員、内地研究員等に関すること <u>(国際企画課の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(9) その他研究国際部の所掌事務で産官学連携課、<u>国際企画課及び国際学生交流課の所掌に属しない事務を処理すること。</u></p> <p>(産官学連携課)</p> <p>第23条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(国際企画課)</p> <p>第24条 国際企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>国際企画に関する事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u></p> <p>(2) <u>外国人研究者等の受入れに関すること。</u></p> <p>(3) <u>海外の大学等学術機関との交流に関すること</u> <u>(国際学生交流課の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(4) <u>政府間の科学技術協力事業その他国際協力事業に関すること。</u></p> <p>(5) <u>文部科学省等の国際企画事業に関すること。</u></p> <p>(6) <u>海外の研究者、教育研究機関等に対する情報提供に関すること。</u></p> <p>(7) <u>国際交流推進機構に関すること (国際学生交流課の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(8) <u>国際交流会館に関すること。</u></p> <p>(9) <u>外国人研究者の在留資格認定証明書代理申請に関すること。</u></p> <p>(10) <u>外国人研究者及び外国人留学生等に対する情報提供に関すること。</u></p> <p>(11) <u>外国人留学生の各種補助に関すること。</u></p> <p>(12) <u>その他国際企画に関する事務で国際学生交流課の所掌に属しない事務を処理すること。</u></p> <p>(国際学生交流課)</p> <p>第25条 国際学生交流課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>学生の国際交流に関する事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u></p> <p>(2) <u>外国人留学生の受入れに関すること。</u></p> <p>(3) <u>学生の海外留学に関すること。</u></p> <p>(4) <u>国際交流推進機構国際交流センターに関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他学生の国際交流に関する事務で他に属しないこと。</u></p>	<p><u>い事務を処理すること。</u></p> <p>(入試企画課)</p> <p>第25条 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">第7章 研究推進部</p> <p>(研究推進課)</p> <p>第26条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) 研修員、内地研究員等に関すること。</p> <p>(3)～(8) (同 左)</p> <p>(9) その他研究推進部の所掌事務で産官学連携課の所掌に属しない事務を処理すること。</p> <p>(産官学連携課)</p> <p>第27条 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p data-bbox="197 199 399 230">第 9 章 総長室</p> <p data-bbox="159 235 277 266">(総長室)</p> <p data-bbox="113 271 796 302">第 2 6 条 総長室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p data-bbox="145 306 796 338">(1) 総長の行う業務に係る必要な企画立案、連絡調</p> <p data-bbox="169 342 564 374">整その他の支援に関すること。</p> <p data-bbox="145 378 620 409">(2) その他総長が必要と認めること。</p> <p data-bbox="197 414 426 445">第 1 0 章 その他</p> <p data-bbox="113 450 796 517">第 2 7 条 第 2 条から前条までに定める室及び部課に おける事務の分掌は、<u>当該室長又は部長</u>が定める。</p>	<p data-bbox="882 414 1082 445">第 8 章 その他</p> <p data-bbox="798 450 1476 557">第 2 8 条 第 2 条から前条までに定める事務組織にお ける事務の分掌は、<u>当該事務を掌理する部長</u>が定め る。</p> <p data-bbox="882 562 967 593">附 則</p> <p data-bbox="798 598 1476 665">この規程は、平成 2 7 年 5 月 2 6 日から施行し、平 成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。</p>